自家用電気工作物の保安業務仕様書

（業務委託の内容）

第1条　業務委託の内容は、次に掲げる自家用電気工作物の保安業務とする。

⑴ 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検およびしゅん工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。

⑵ 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導し、協議又は助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検及び試験等（別紙1「特記仕様書」による。）を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準又は電気用品安全法に適合しない事項があるときは必要な指示又は助言を行うこと。

⑶ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの代行等を行うこと。

⑷ 電気事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じて精密点検を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの代行等を行うこと。

⑸ 電気事業法に基づいて行われる国の立入検査等に立ち会うこと。

⑹ 所管官庁に必要な届出を行うこと。

⑺ その他保安規程に定められている事項

（相互の義務）

第2条　発注者（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）が保安業務の実施にあたり、乙が指示した事項又は乙と協議決定した事項については速やかに必要な措置をとり、また乙が助言もしくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

2. 前項に規定する指示、助言及び指導は書面をもって行うものとする。

3. 乙は、保安業務の実施にあたり、甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

（相互の協議）

第3条　甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

⑴ 甲が保安規定を変更しようとする場合

⑵ 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合

⑶ 甲が電気工作物の変更の計画、工事およびしゅん工検査を行う場合

⑷ 甲が電気工作物の平常時における運転操作ならびに異常時における措置等について定める場合

⑸ 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し、保安上必要な教育又は演習訓練を１回以上行う場合

⑹ その他保安上必要と認められる場合

（連絡責任者等）

第4条　甲は、保安業務について乙と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2. 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定めるものとする。
3. 甲は、前各項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。
4. 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。
5. 乙は、保安業務の実施にあたり、甲から的確に連絡を受けるための措置を講じておくものとする。

（保安業務担当者の資格等）

第5条　乙は、保安業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2. 保安業務担当者は、施設内に立入るときは常に身分を証明するものを携帯し、施設関係者等から身分の確認を求められたときは、身分を明らかにするものとする。
3. 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という）保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
4. 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。
5. 乙は、前各号で定める保安業務担当者及び保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲へ届け出るとともに、甲は面接等により本人の確認を行うものとする。

   なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
6. 乙は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならない。

（通知義務）

第6条　甲は、次に掲げる場合は速やかにこれを乙に通知するものとする。

⑴所管官庁等が法令に基づいて検査･審査を行う場合

⑵代表者もしくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合

2. 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、ただちに乙に通報するものとする。

（施設内の立入等）

第7条　乙は、事前に甲の承認を得た場合には、保安業務を行うため施設内に立ち入ることができる。この場合、乙は、甲が定める服務規程等を尊重するものとする。

（点検結果の報告）

第8条　乙は、点検を実施したときは、すみやかにその結果を記録した報告書を作成し、甲へ提出するものとする。

（記録等の保存）

第9条　乙は、必要に応じ、甲の記録の状況ならびに書類及び図面の保存について、甲に意見を述べることができる。

2. 甲は、乙が実施した保安業務の結果の記録等を、甲の事業場に３年間保存するものとする。

（備品等の整備）

第10条　甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

（損害賠償）

第11条　乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

（損害賠償の免責）

第12条　乙は、次のいずれかに該当する場合は損害賠償の責をおわないものとする。

⑴契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指示、助言又は指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合

⑵甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合

⑶その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

（委託代金の支払）

第13条　本件は、各月末締をもって乙の請求により甲は精算する。

（その他）

第14条　この契約に定めのない事項については、横須賀市契約規則（平成19年横須賀市規則第２２号）及び横須賀市契約履行規則（平成19年横須賀市規則第２３号）を適用し、なお疑義が生じたときは、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

別紙１

特　記　仕　様　書

１．電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験項目は、原則として保安規程の別表とおりとする。

２．臨時点検及び試験

⑴　次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

ア　高圧機材が損傷し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ　受電用遮断器（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ　その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

⑵　高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定および試験を行う。

３．保安業務従事者が実施する点検、測定及び試験の周期

点検の種類	周　　期
通　常　点　検	隔月１回 （絶縁監視装置を設置できない施設は毎月１回、 ただし低圧受電施設は隔月１回）
定　期　点　検	年１回
臨　時　点　検	随　時

絶縁監視装置を設置可能な電気工作物には、監視装置を設置すること。

なお、絶縁監視装置設置・撤去に係る費用は受託者の負担とする。

絶縁油試験を平成27年度と平成30年度に行うこと。

４．緊急時の対応

⑴　電気工作物の電気事故、災害、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、対象事業場へ２時間以内に到着すること。ただし、悪天候や大規模災害等の事情により迅速に現場へ到着するとこが困難な場合を除く。

⑵　甲乙協議により、あらかじめ定められた関係各所に必要な連絡を行うこと。

⑶　事故その他の異常の発生原因の究明に協力するとともに、応急措置を指導すること。また、再発防止のためにとるべき措置を指導し助言を行うこと。

⑷　電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きについて助言を行うこと。

５．工事中の点検周期

自家用電気工作物の保安業務仕様書第1条に定める工事中の点検は、電気工作物の変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週１回行う。なお、その費用については本契約には含まず、臨時点検として別途支払う。

６．保安管理に係わる書類等を保管すること。

［注］ 保管する書類等は、次のようなものがある。

〔1〕 関係官庁、電気事業者等へ提出した書類、図面等

〔2〕 電気設備の設計図（竣工図等）、仕様書、取扱説明書（機器、システム）等

〔3〕 巡視、点検、測定および試験の記録

〔4〕 電気事故に関する記録

７．本契約は通常点検と定期点検を含めた総価契約とする。